

水質基準に関する省令の改正について 厚生労働省

平成 20 年 12 月 22 日付けで、水質基準に関する省令(平成 15 年厚生労働省令第 101 号)及び、水質管理目標設定項目の一部改正が発表されました。この改正は平成 21 年 4 月 1 日から施行されます。改正点を以下に示します。

・水質基準

- ①水質基準から 1,1-ジクロロエチレンを削除(水質管理目標設定項目へ)。
- ②水質管理目標設定項目の「トランス-1,2-ジクロロエチレン」を水質基準である「シス-1,2-ジクロロエチレン」と合わせ、「シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン」とする。
- ③有機物(全有機炭素(TOC)の量)の基準値を 5 mg/l から 3 mg/l へ強化。

・水質管理目標設定項目

- ①アルミニウム及びその化合物の追加(目標:0.1 mg/l)
- ②1,1-ジクロロエチレンの追加(目標値:0.1 mg/l)
- ③ジクロロアセトニトリルの目標値を 0.04 mg/l から 0.01 mg/l へ強化
- ④抱水クロラルの目標値を 0.03 mg/l から 0.02 mg/l へ強化(暫定)
- ⑤EPN の目標値を 0.006 mg/l から 0.004 mg/l へ強化(暫定)
- ⑥クロルピリホスの目標値を 0.03 mg/l から 0.003 mg/l へ強化(暫定)
- ⑦トランス-1,2-ジクロロエチレンの削除(水質基準へ)

当社は、水道法第 20 条に基づく水質検査機関として、厚生労働大臣登録を受けています。水質検査のことは当社へご相談下さい。

資料 2008 年 12 月 22 日 官報、厚生労働省 HP

品質検査箇所 貝森繁基

EPA はフタル酸類及び 他の化学物質のリスク評価を

米国ナショナルアカデミーの学術会議(NRC)は 12月18日付けのレポートにおいて、複数のフタル酸類への暴露が人間に有害な影響を及ぼすかどうかについて調べるよう、EPA(米環境保護庁)に求めました。

フタル酸類は、多種多様な消費製品(化粧品、医療装置、子供用おもちゃ、建築材料など)に使われます。欧州連合と米国は、数種類のフタル酸類について、子供用おもちゃ中の濃度を制限しているほか、欧州連合は化粧品中のフタル酸類も禁止されています。

最近の動物実験では、フタル酸類からの潜在的リスクが判明してきていますが、人間への影響の研究はほとんどないようです。

また、このリスク評価は、フタル酸類と同じ潜在的リスクがある他の化学物質も考慮します。

当社では、フタル酸類の分析を行っております。お気軽にお問い合わせ下さい。

資料 2008年12月18日付 National Academies HP

商品開発箇所 白亜力

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. ダイオキシン類に係る環境調査結果(平成 19 年度)環境省
2. ダイオキシン類の排出量の目録について 環境省
3. 産業廃棄物の排出及び処理状況等(平成 18 年度実績)について
4. 中央環境審議会 土壌農薬部会 土壌制度小委員会 第 9 回会合について
5. 水質汚濁防止法の施行状況について(平成 19 年度)
6. 石綿障害予防規則等の改正に関する意見募集について
7. 土壌中のダイオキシン類の測定方法の一部改正案に対する意見募集 環境省



今すぐ、結果が知りたい！と思った事ありませんか？ 業界初新サービス、しかも無料！

「あなたの分析室Webシステム」 過去データから最新の分析結果、分析の進捗状況まであなたのパソコンからいつでも好きなときにご確認いただけます。まずは、お問合せください。